

賛助会員規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人近畿建築確認検査協会（以下「本会」という。）定款第5条第1項第3号及び第7条並びに第8条及び第9条並びに第10条及び第11条の規定に基づき、賛助会員（以下「会員」という。）に関する事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 本会の会員は、定款第2条に規定する目的に賛同し、同第3条に規定する事業に協力する法人又は個人とする。

(入会)

第3条 会員は、賛助会入会申込書を会長に提出した法人又は個人とし、入会の可否は総務会が決定する。

(会員の種類)

第4条 会員の種類は、次のとおりとする。

- 一 法人会員 教育関係団体として加入される会員又は、近畿圏以外の指定確認検査機関で加入される会員です。
- 二 個人会員 指定確認検査機関が所管する業務に係る資格を有する会員です。

(入会金及び会費)

第5条 会員は、その種類ごとに、次に掲げる入会金及び年会費を本会に納入しなければならない。

- 一 法人会員 入会金 30,000 円 年会費 30,000 円
- 二 個人会員 入会金 0 円 年会費 3,000 円
- 三 会員は、会費請求書受領後、速やかに会費を納入しなければならない。
- 四 納入された入会金及び会費は、本会運営及び事業の実施に係る費用に使用する。

(退会)

第6条 会員は、任意に退会することができる。

- また、退会にあたっては、任意様式による退会届を提出すること。
ただし、すでに納入した入会金及び会費はこれを返還しない、

(細則)

第7条 この規程の施行に関し必要な事項は、本会理事会が細則で定める。

(附則)

この規程は、令和6年7月1日より施行する。